

# 長期優良住宅

に認定された住宅をお持ちの方へ



固定資産税・都市計画税  
が減額されます。

申告書と認定通知書の写し  
を提出してください。

新築住宅のうち、長期優良住宅の認定を受けて新築された住宅で、新築された日から翌年の1月31日までの間に市町村に申告したものについて、一定期間当該住宅に係る固定資産税及び都市計画税を減額する制度があります。

都市計画税の減額は、省エネルギー性能の高い住宅の普及を促進するため、横浜市が独自に設けている制度となります。

## 1. 減額の要件（以下の全ての要件を満たす必要があります）

- ① 申告書に長期優良住宅の認定<sup>注1</sup>を受けて新築された住宅であることを証明する書類（横浜市建築局建築企画課が発行する「認定通知書」）の写しを添えて、新築された日から翌年の1月31日までに当該住宅の所在する区の区役所税務課家屋担当へ申告<sup>注2</sup>すること
- ② 平成21年6月4日から令和8年3月31日までに新築された住宅であること
- ③ 居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下であること  
（一戸建て以外の貸家住宅は、40㎡以上280㎡以下<sup>注3</sup>）であること
- ④ 居住の用に供する部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること

（注1） 長期優良住宅の認定については、建築局建築企画課（裏面）へお問い合わせください。

（注2） マンションなどの区分所有家屋については、管理組合の代表者等が当該家屋の「認定通知書」の写しをご提出ください。この場合、申告書は不要です。

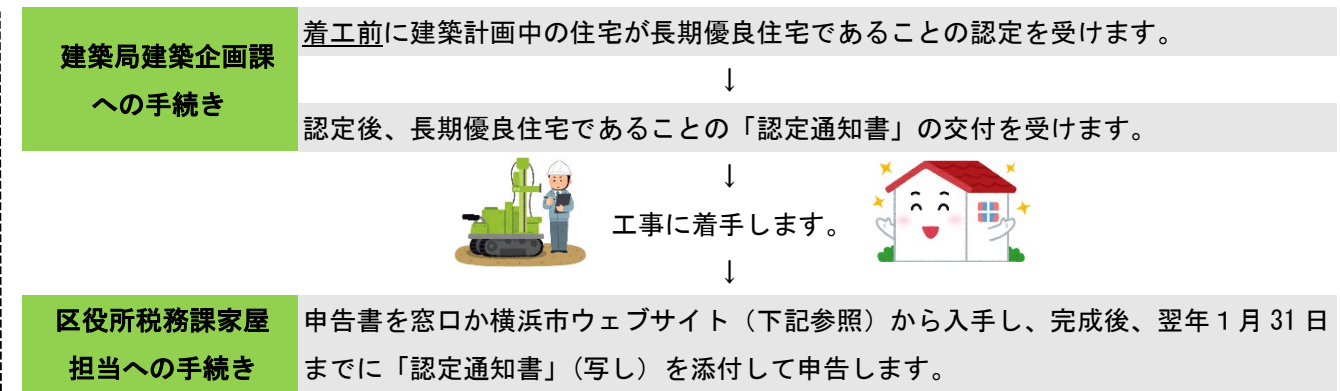
（注3） マンションなどの区分所有家屋の床面積は、専有部分の床面積に共用部分（廊下、エレベーターホール等）の床面積を各戸の専有部分床面積割合で按分した面積を加算した床面積で判定します。

## 2. 減額内容

減額適用期間	3階以上の準耐火構造 又は 耐火構造住宅 . . .	新築後 7年間
	上記以外の住宅 . . .	新築後 5年間
減額率	120㎡以下の家屋 . . .	2分の1減額
	120㎡を超え 280㎡以下の家屋 . . .	120㎡相当分の税額を2分の1減額

- ※1 土地に係る固定資産税・都市計画税は減額されません。  
また、震災等に伴う代替家屋に係る減額制度又は東日本大震災に伴う代替家屋に係る減額制度を除く他の減額制度と重ねて適用することはできません。
- ※2 居住部分のみ減額されます。

## 3. 減額を受けるための手続き（申告が必要です）



## 4. お問い合わせ先など

- ◆ 本減額制度の詳細・申告書のダウンロードについて  
本減額制度の詳細、申告書のダウンロードについては、下記のウェブサイトをご確認ください。  
※ スマートフォンの方は二次元バーコードからもご確認ください。

減額制度の詳細はこちら！

「[新築された認定長期優良住宅に係る固定資産税・都市計画税の減額制度](#)」



申告書のダウンロードはこちら！

「[認定長期優良住宅に対して課する固定資産税の減額に関する申告書](#)」



- ◆ 固定資産税・都市計画税の減額等について（区役所税務課家屋担当、市外局番：045）

鶴見区	電話：510-1729～32	神奈川区	電話：411-7054～6	西区	電話：320-8354～5
中区	電話：224-8204～6	南区	電話：341-1163～4	港南区	電話：847-8365～7
保土ヶ谷区	電話：334-6254～6	旭区	電話：954-6053～6	磯子区	電話：750-2365～8
金沢区	電話：788-7754～7	港北区	電話：540-2281～5	緑区	電話：930-2274～7
青葉区	電話：978-2254～7	都筑区	電話：948-2270～3	泉区	電話：800-2365～7
栄区	電話：894-8365	戸塚区	電話：866-8369～72	瀬谷区	電話：367-5665～6

- ◆ 長期優良住宅の認定について（横浜市建築局建築企画課）

横浜市建築局建築企画課 電話：045-671-4526

長期優良住宅の認定の詳細については「[長期優良住宅の認定](#)」ページをご確認ください。



- ◆ 固定資産税以外の税控除について

固定資産税以外の税金（所得税、登録免許税、不動産取得税）についても税控除が適用となる場合があります。詳細は、管轄の税務署（所得税）、法務局（登録免許税）、県税事務所（不動産取得税）にお問い合わせください。